

平成24年改定における胸腔鏡下・腹腔鏡下手術の 保険導入検討に当たっての取扱いについて

1. 背景

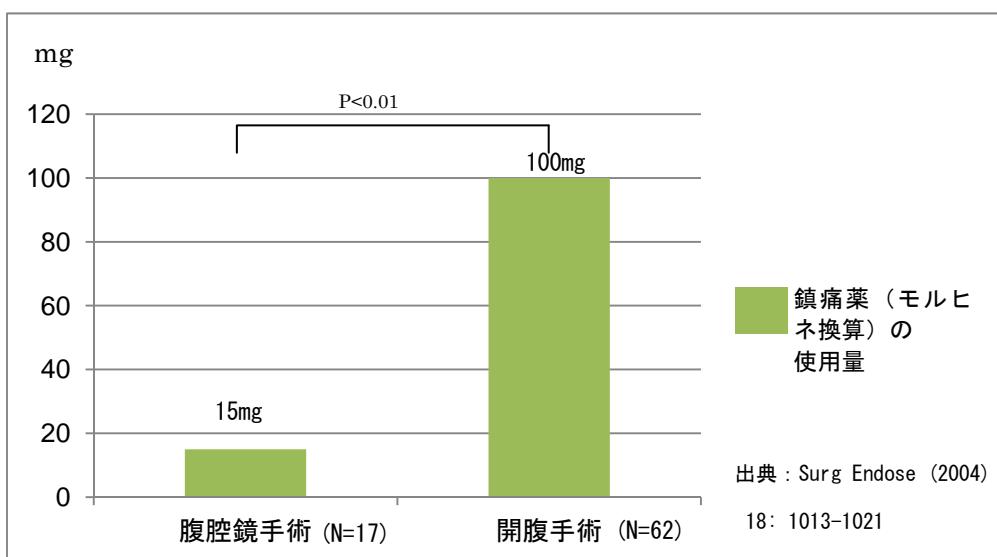
(1) 新たな腹腔鏡下等手術の保険上の取扱いについて

- 既に保険適用されている腹腔鏡下手術以外の手術で腹腔鏡を用いる場合については、その都度、当局に内議し準用が通知されたもののみを保険給付の対象としている。(胸腔鏡についても同様)
- 上記以外の新たな腹腔鏡下・胸腔鏡下（以下、「腹腔鏡下等」という。）手術については、診療報酬調査専門組織・医療技術評価分科会（診療報酬改定時の保険導入について）又は先進医療専門家会議（評価療養の適用について）において、手術ごとに検討している。

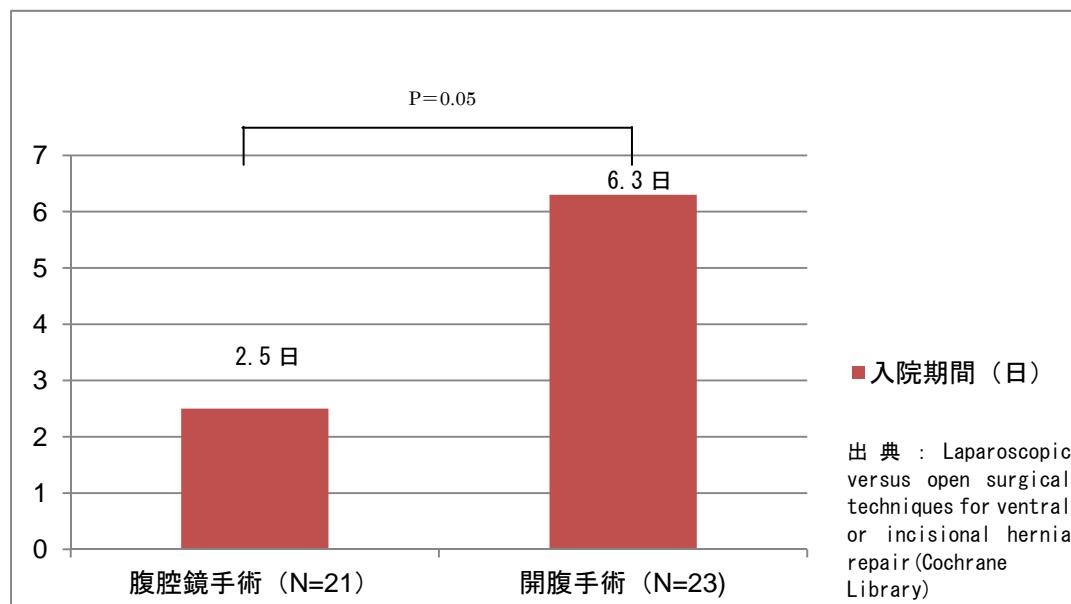
(2) 腹腔鏡下等手術の現状について

- 近年の内視鏡外科手術の普及により、一部の手術を除き、腹腔鏡下等手術は従来からの開腹・開胸（以下、「開腹等」という。）手術と同等またはそれ以上の有効性・普及性を有する成熟した技術として扱っても差し支えないとの指摘がある。

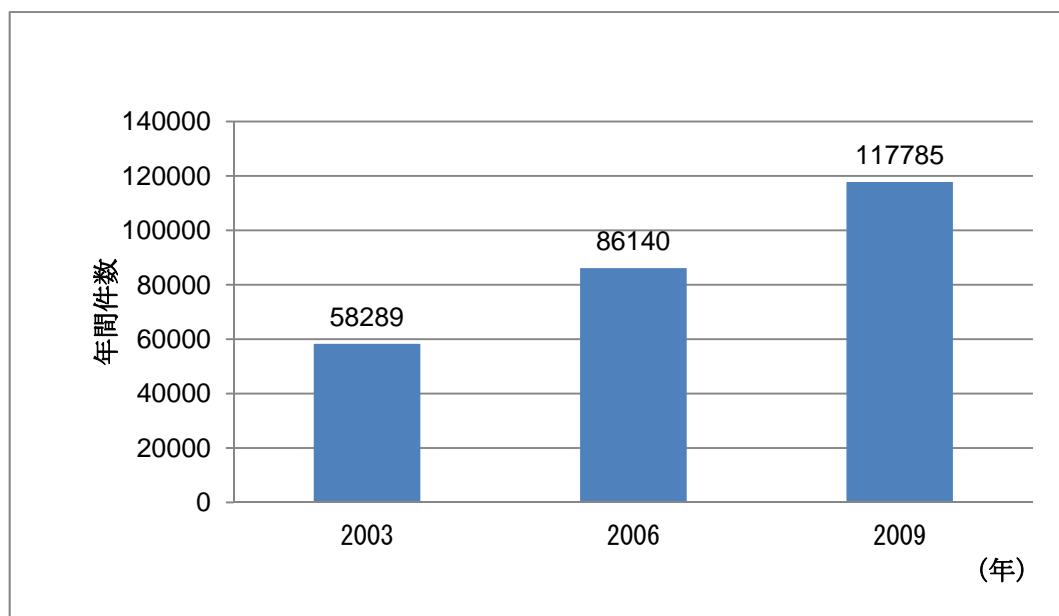
【参考1】消化性潰瘍穿孔手術後の鎮痛薬使用量の比較



【参考2】鼠径又は腹壁ヘルニア術後の入院期間の比較



【参考3】腹腔鏡下手術等の内視鏡外科手術総症例数の推移



出典 : 日本内視鏡外科学会、日本産科婦人科内視鏡学会、及び日本 Endurology・ESWL 学会

第10回 内視鏡外科手術に関するアンケート

2. 平成 24 年改定における対応

平成 24 年改定における新たな腹腔鏡等手術の保険適用については、当該手術の普及状況や有用性等の現状を踏まえ、安全性に配慮しつつ、腹腔鏡等手術の技術度区分等に応じた以下のような取扱いにより対応する。

(1) 考え方

- ① 既に開腹等手術として保険適用されている手術に腹腔鏡等を用いる場合のうち、一定の要件をみたす手術について保険適用とする。【検討対象の重点化】
- ② ①とともに、安全性の観点から腹腔鏡下等手術の施設基準について見直すこととする。【施設基準の設定・見直し】

(2) 具体的な対応

① 検討対象の重点化

ア. 安全性・普及性等の観点から個別に評価を行うべき腹腔鏡下等手術（以下の A）、B）に該当する手術）については、従前の診療報酬改定時の取扱いと同様、個別技術毎に診療報酬調査専門組織・医療技術評価分科会又は先進医療専門家会議において保険適用についての検討を行う。

A) 外科系学会社会保険委員会連合（以下、「外保連」という。）
試案第 8 版において、技術度区分が E 群である手術

B) 先進医療として行われている手術、及び先進医療として行われている手術に関連すると考えられる手術

イ. 上記ア. 以外の外保連試案第 8 版に掲載されている一定の技術度の腹腔鏡下等手術（技術度区分 C 群及び D 群の手術）について、その開腹等手術が保険適用されている場合は、原則として保険適用を行う。

② 施設基準の設定・見直し

上記①の対応も含めた今後の腹腔鏡下等手術の普及に合わせて、新たな手術のより安全な実施・普及を推進する観点から、既に保険適用されている腹腔鏡下等手術で、特に施設基準を設けていないものも含めた腹腔鏡等手術全般について、下記のような基本的な施設基準を設けることとする。

(腹腔鏡下等手術における施設基準)

- A. 緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- B. 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師が配置されていること。
- C. 当該手術の一年間の実施件数を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- D. 手術を受けるすべての患者に対して、それぞれの患者が受ける手術の内容が文書により交付され、説明がなされていること。

※ なお、既に保険適用されている腹腔鏡下等手術で、施設基準が設けられている場合は、当該施設基準については変更を行わないものとする。